

許 可 証

住 所 さいたま市浦和区常盤5丁目2番18号

氏 名 クリーンシステム株式会社
代表取締役 籠島 延隆

平成28年2月25日付で申請のあった一般廃棄物処理業（収集・運搬）については、羽生市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例第25条第1項の規定により、次のとおり許可する。

営業所の所在地及び名称	行田市藤原町2丁目5番7号 クリーンシステム株式会社 さきたま支店
取扱廃棄物の種類	ごみ・特定家庭用機器廃棄物
業務の範囲	収集運搬
営業の区域	羽生市全域
営業許可期間	平成28年4月1日から平成30年3月31日
許可条件	別紙第1号のとおり

平成28年4月1日

羽生市長 河田 晃 明

